

## 【退 会】

第5条 退会しようとする者は、所定の退会届を理事会に提出し受理をもって退会することができる。

- 2 会計年度途中での退会者については、その年度の納入済会費は返還しないものとする。

## 【会 費】

第6条 以下に定める年会費を所定の期日までに事務局に納入しなければならない。

- 2 会計年度途中で入会した者は、理事会承認後1ヶ月以内に、年会費全額を事務局に納入しなければならない。
- 3 年会費は下記のごとくとし、総会において、その額の変更が行えるものとする。
  - ① 正会員 年会費~~2,000円~~3,000円とする。
  - ② 賛助会員 年会費10,000円~~／口数とし、複数口でも可能~~とする。  
~~但し、会計年度中での増減は出来ないものとする。~~

## 【除 名】

第7条 当会の規律を著しく乱したり、名誉を傷つけたりした場合、理事会の決議により除名することができる。

- 2 会計年度末までに会費の納入がなく、また納入の意思が確認できない場合は、理事会の承認を得て除名することができる。

## 第 3 章 委員会

### 【委員会の種別】

第8条 委員会は常設委員会及び年度の途中に設置した特設委員会の2種類とする。

- 2 常設委員会は理事会からの承認を得て、設置及び閉鎖することができる。
- 3 特設委員会は必要に応じて、理事会の承認を得て、随時設置及び閉鎖することができる。

### 【委員会の構成】

第9条 個別の委員会には副会長1名が担当として管轄し、理事である委員長1名及び必要数の副委員長並びに委員を置く。

- 2 理事会の承認を得て運営幹事その他の役職を置くことができる。
- 3 正会員は必ずいずれかの委員会に委員として登録しなければならない。原則として複数の委員会には登録できないものとする。